

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に違反した者を送致した場合の都道府
県知事に対する通知について

昭和40年12月3日

埼例規第53号・防

警察本部長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に違反した者を送致した場合の都
道府県知事に対する通知について（例規通達）

一部改正〔平成15年第338号、27年第3121号〕

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第52条の規定
に都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が同法等の規定に違反したときは、当該者の狩猟免許
の一部又は全部を取り消すことができることとされており、この規定に基づく行政処分の適正
な運用を図るため、林野庁長官から警察庁長官に対し、警察署における同法違反者を送致した
場合の都道府県知事に対する通報方協力の依頼があり、警察署において同法違反者を送致した
場合には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反被疑事件送致通知書（別
記様式）により県知事に通知するよう定められたので、今後はこの様式により県知事宛ての通
報を励行されたい。

一部改正〔平成12年第48号、15年第338号、27年第3121号〕

実施日（昭和57年3月27日埼例規第12号・務）

この例規通達は、昭和57年4月1日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成15年4月11日銃対第338号）

この通達は、平成15年4月16日から実施する。

実施日（平成27年5月29日保安第3121号）

この通達は、平成27年5月29日から実施する。

別記様式（本則関係）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反被疑事件送致通知書

生安第 号			
年 月 日			
埼玉県知事 殿			
警察署長			
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反被疑事件を次のとおり送致したから通知する。			
被 疑 者	本籍： 住所： 職業： 氏名： 生年月日： 年 月 日生（ 歳）		
被疑事実の要旨			
適用条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第 条 第 項 第 条 第 項		
送致年月日等	送致年月日	年 月 日	送致検察庁
被疑者が受けている狩猟免状の種類等	狩猟免状の種類	交付都道府県名	交付番号
被疑者の違反事実に対する認否	認 否	否認している場合の弁解要旨	
備考			

- (注) 1 この通知書は、狩猟免状を有し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に違反した者を警察署が送致した場合において、知事に対し行うものである。
- 2 備考欄には、被疑者が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反のほか、銃砲刀剣類所持等取締法その他の関係法令に違反している場合に、その法令名、適用条項、違反の内容等を簡記すること。